

埼玉県北足立北部地区福祉有償運送市町共同運営協議会設置要綱

(名 称)

第1条 この会の名称は、埼玉県北足立北部地区福祉有償運送市町共同運営協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目 的)

第2条 協議会は、別表に掲げる市町の地域におけるNPO法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定するものをいう。以下「NPO」という。）等による道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第79条第1項の登録を受けて行われる有償のボランティア輸送について、その必要性、課題、利用者の安全と利便の確保に係る方策等を協議するために設置する。

(協議会の設置と主宰)

第3条 この協議会は、鴻巣市・上尾市・桶川市・北本市・伊奈町が共同で設置し、主宰する。

(協議事項)

第4条 協議会は、次の事項について協議を行う。

- (1) NPO等による法第79条第1項の登録及び更新の申請内容について
- (2) NPO等が実施する有償運送事業における課題と問題点について
- (3) NPO等が実施する有償運送事業の適正実施について
- (4) その他協議会を共同で設置している市町が必要と認めることについて

(構成員)

第5条 協議会委員は、つぎに掲げる者および団体からの推薦者で構成され、事務局が委嘱する。

- (1) 住民の代表
 - (2) 社会貢献活動を行っているNPO等の代表
 - (3) 利用者の代表
 - (4) 北足立北部地区内タクシー事業者
 - (5) 埼玉県乗用自動車協会の代表
 - (6) 個人タクシー協会関係者
 - (7) タクシー運転手労働組合等の代表
 - (8) 国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局職員
 - (9) 埼玉県職員
 - (10) その他福祉有償運送に関する知識を有する者
 - (11) 協議会共同設置市町職員
- 2 別表に掲げる市町の地域における有償運送事業の運送主体となるNPO等の代表は、事業実施責任主体として意見を述べ、運営状況等について報告するために、オブザーバーとして会議に参加する。

(役員等)

第6条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を招集し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長の指名した者をもって充て、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(任 期)

第7条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

2 委員の欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第8条 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

- 2 協議会の議事及び会議録は原則として公開とする。
- 3 協議会の議事は、委員の合議で決するが、協議が整わないときは、会長、副会長及び事務局を担当する市町の選任した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 やむを得ない理由のため協議会に出席できない委員のうち、NPO、利用者関係団体、タクシー関係団体、タクシー運転手労働組合及び行政機関を代表して選任された委員については、会長及び副会長である場合を除いて、同一の団体又は機関に所属する者を代理人として出席させ、合意及び表決を委任することができる。
- 5 委員は、あらかじめ書面をもって、会長又は当該委員が特定した委員に、合意及び表決を委任することができる。
- 6 前2項の規定により、代理人を出席させた委員又は委任状を提出した委員は、第1項及び第3項の適用については、協議会に出席したものとみなす。
- 7 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(開 催)

第9条 協議会は、次の場合に開催する。

- (1) 法第79条第1項の登録及び更新の申請が予定されている時
- (2) 重大事故等、問題が発生した時
- (3) その他福祉有償運送事業の適正実施に必要な時

(会 計)

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日をもって終わる。

- 2 本会の費用は、各市町の分担金その他をもって充てる。
- 3 会計監査については、次期事務局市町が担当する。

(事務局)

第11条 この協議会の事務局は、別表の市町が建制順に担当し、福祉有償運送所管課が庶務を処理するものとし、任期は1年間とする。

(委 任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年10月26日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初の協議会の招集は、事務局担当市町の福祉有償運送所管課長が行う。
- 3 この要綱の施行後最初に委嘱された委員の任期は、第7条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。
- 4 この要綱の施行後最初に事務局を担当する市町の任期は、第10条の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。
- 5 この要綱は、平成18年6月28日から施行する。
- 6 この要綱は、平成19年6月28日から施行する。
- 7 この要綱は、平成28年7月7日から施行する。

別 表

地区名	構成市町村（建制順）
さいたま市	さいたま市
南部地区	川口市、蕨市、戸田市（3市）
北足立北部地区	鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町（5市町）
入間東地区	川越市、所沢市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町（11市町）
入間西地区	飯能市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、毛呂山町、越生町、鳩山町、（7市町）
比企地区	東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、東秩父村（8市町村）
秩父地区	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町（5市町）
児玉郡市	本庄市、美里町、神川町、上里町（4市町）
大里地区	熊谷市、深谷市、寄居町（3市町）
北埼玉地区	行田市、加須市、羽生市（3市）
埼玉南地区	春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、蓮田市、吉川市、松伏町（8市町）
埼玉北地区	久喜市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町（5市町）

※ さいたま市は、単独での設置。